

////////////////////////////////////  
3/13「自然再生法連続シンポジウム」開催  
////////////////////////////////////

## 【前回河川塾の内容】

澤井河川塾（2004年1月21日・2月18日）報告

### 淀川水系流域委員会の基礎原案を読む（1・2）！！

#### 基礎原案の構成

- 前半 淀川流域の現状と課題
- 後半 どう整備して行くのか

今回は整備内容について全員で輪読しました。以下輪読部分は省略し各節において話された、その節のポイント・意見・質問のみを載せております。

#### 5 章 具体的な整備内容

##### 5.1 河川整備計画策定・推進

##### 5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置

ポイント ” 委員会の位置づけがはっきり記されている（見直しと継続）”

##### 5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

ポイント ” 大体普通は治水 利水 協働という順で述べるのに、まず協働から掲げている ”

ポイント ” 基本的には直轄区間についての話である ”

ポイント ” 都道府県町や他分野（文部科学省や農水省など）との関わり方の姿勢について述べ

いる ”

質問「目標の設定が入っていないがどうなのでしょう？」

・前半の章で多少触れています。

・具体的なものの前に全体的なことを述べておくといったところでしょうか。

## 5.2 河川環境

### 5.2.1 河川形状

ポイント ” とりあえず完成形を造るということではなく、「ほっといたらそうならない」のを「ほ

っといてそうなる」ようにする。”

質問「8つの地区（庭窪・楠葉・牧野・鶴殿・赤川・上津屋・海老江・西中島）が上がっている

が、寝屋川の点野ワンドの話がないはなぜ？」

・そういうものは個人の意見として委員会にあげてほしい。

・整備計画に上がってなくても、実行されるものもある（優先順位は低いかもしれないが）。

質問「洪水敷の切り下げについて、下がった水位に対して周りの地形を掘り下げるのは間違っ

ているのでは？」「河床の水位を上げるのが本当の自然再生」

・ここでの切り下げは上下の落差を無くす（盛土のところに岸辺を作り直す）というものです。

### 5.2.2 水位

ポイント ” 水需要の抑制 ”

意見「水道水の確保のために各地域で必要以上に確保しようとする事がある。」

### 5.2.3 水量

ポイント ” 川に攪乱を与えるためにダムから放流する ”

質問「管轄外の維持用水についてはどうなっているのか？」

・管轄権限外だから書いていない。

### 5.2.4 水質

ポイント ” 琵琶湖は直轄でないけど個別に扱われている ”

ポイント ” 総負荷量（濃度×流量）の削減 ”

質問「琵琶湖淀川水質保全機構（BYQ）を使ったほうが安上がりでは」

・BYQは財団法人であるため、研究・啓蒙活動が主であり政策を決定する事はできない。

今回造ろうとするのは政策決定をする機関。

質問「水物質とは？」

・水質と物質をあわせたもの。造語。

質問「選択取水設備とは？」

・必要な温度のところ、済んでるところ、真水のところだけなど任意のところの水を取れるもの。

意見「文中の『循環ばっ気』は『ばっ気循環』の間違いです。」

・目的は循環のほうである。ちなみに深層ばっ気では水の循環はしない。

### 5.2.5 土砂

質問「山腹工とは？」

・山の斜面を工事する事。

意見「利水・治水をもっと前面に出してはどうなのか？もともと利水・治水あつての話でない

のか？」

・流域委員会が環境を前面に出せといたので、このような形にまとまったと思います。

### 5.2.6 生態系

ポイント ” 外来種について述べている。”

### 5.2.7 景観

### 5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工

意見「多自然型護岸といいつつ仮施工時に生物環境を攪乱している事がある」

## 5.3 治水・防災

### 5.3.1 洪水

ポイント ” 堤防から水があふれるのは仕方がないが、切れたら困る ”

ポイント ” 狭窄部に関しては、下流部の整備や景観上の問題から当面実施しない”

・ダム建設との駆け引きになってくる。

意見「補強に鋼管パイプを用いると地下水脈が変わる恐れもある。」

### 5.3.2 高潮

### 5.3.3 地震・津波

## 5.4 利水

質問「農業用水水利権になぜ『地域の要望に配慮』という対応がされるのか？」

- ・環境用水の水利権がないからではないか。

質問「その他用水とは何を指す？」

- ・釣り堀・養殖池・産業に関わっているもの

## 5.5 利用

### 5.5.1 水面

質問「水上オートバイは無料でできる？」

- ・できます。

意見「水上オートバイは景観上どうなのか？」

### 5.5.2 河川敷

ポイント ” ホームレスへの対応について述べている ”

1月はここまでで時間切れとなってしまいました。

### 5.5.3 舟運

### 5.5.4 漁業

## 5.6 維持管理

## 5.7 ダム

### 5.7.1 既設ダム

### 5.7.2 各ダムの調査検討内容

## 5.8 関連施設

### 5.8.1 淀川河川公園

## 3章 河川整備の基本的な考え方

- 1) 瀬田川、木津川、桂川、猪名川には狭窄部が存在し狭窄部周辺は洪水によって浸水常襲地帯となっている、狭窄部下流は狭窄部によって流下能力に制限がかかるため洪水

の被害から守られており、これについてどう処理していくかが課題となっている。

- 2) 琵琶湖の河川環境は、下流域の水利用のため水位が安定してしまうなどにより大きく変化している。今後は、環境と水利用との調和の図ることが求められている。
- 3) ダムや堰などによる水資源開発施設の建設や洪水対策のための河川整備は、人々の生活を快適にする一方で河川の環境や生態系に影響を与えてきた。
- 4) 快適に生活するために水循環系に対し変化を与え、河川の環境、治水、利水に影響を与えている。
- 5) 河川敷の利用については、グラウンドなどのスポーツ施設が整備されたために河川の環境や生態系に影響を与えた。
- 6) 以上のように環境、治水、利水、利用の課題は、相互に関連していることを十分に認識して対応しなければならない。また、河川管理者のみによる対応では限界があるため、流域のあらゆる関係者が連携協力しなければならないと明記されている。また、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行うと明記もされている。

「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を念頭におきすすめると明記されている。

## 4章 河川整備の方針

### 4.1 計画策定、実施のあり方

#### 4.1.1 対象範囲

大臣管理区間外の指定区間・流域についても計画策定上必要であれば言及する。  
沿岸海域への影響も視野に入れる。

#### 4.1.2 対象期間

概ね 20～30 年間

#### 4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

### 4.2 河川環境

#### 4.2.1 河川形状

#### 4.2.2 水位

#### 4.2.3 水量

#### 4.2.4 水質

#### 4.2.5 土砂

#### 4.2.6 生態系

#### 4.2.7 景観

#### 4.2.8 生物の生息・生息環境に考慮した施工

#### 4.3 治水・防災

##### 4.3.1 洪水

##### 4.3.2 高潮

##### 4.3.3 地震・津波

#### 4.4 利水

#### 4.5 利用

##### 4.5.1 水面

##### 4.5.2 河川敷

##### 4.5.3 舟運

##### 4.5.4 漁業

#### 4.6 維持管理

#### 4.7 ダム

##### 4.7.1 ダム計画の方針

##### 4.7.2 既設ダム

##### 4.7.3 事業中の各ダムの方針

#### 4.8 関連施設

##### 4.8.1 淀川河川公園

この基礎原案は、明記されているところを優先して進めていくが、随時変更し修正を加えるものである。

この基礎原案は、直轄区間を対照としており府県、市町村管理の河川についても言及をしている。

[記録担当：摂南大学 小川 & 富田]

## 【次回の予告】

第39回澤井河川塾は、近木川河口部汽水ワンドの干潟形成に関する実験を行っている摂南大学で行います。

日時： 平成16年3月17日（水）

場所： 摂南大学寝屋川学舎（〒572-8508 寝屋川市池田中町 17-8）

2号館1階 集合（下図参照）

交通： 京阪電車寝屋川市駅前西3番バス乗り場より京阪バス（太間公園行き）

約15分、摂南大学前下車（バスは1時間に4本程度あります）

プログラム：18：00～摂南大学ピオトープ見学

19：00～20：00汽水ワンド実験施設見学と意見交換

20：00～寝屋川駅前水辺再生事業（現在工事中）を

若干紹介頂いて交流会（自由参加）

参加費：会員500円、会員の紹介のある非会員1000円

ともに学生は半額です。

なお、当日は15：00以降であれば、実験室へ来て頂ければ自由に実験を体験できるとのことです。

また、実験の条件設定やアイデアをイメージしてお越しください。

更にやって欲しい実験内容があれば事前に澤井教授まで連絡頂いても結構とのこと。因みにモデルは1/200です。

奮ってご参加ください。

当日詳細連絡先

摂南大学 工学部都市環境システム工学科

水辺環境創出研究室 澤井教授

TEL & FAX: 072-839-9124

E-mail: [sawai@civ.setsunan.ac.jp](mailto:sawai@civ.setsunan.ac.jp)

URL <http://www.setsunan.ac.jp/civ/>

携帯 090-2196-9594

参加申し込み：澤井河川塾担当 西河  
090-4496-1956, [ssirobb@yahoo.co.jp](mailto:ssirobb@yahoo.co.jp)

[担当：西河]

## 【マイリバー／川びと】

<マイリバー紹介>

川の記憶 ～名も無い川～

西河嗣郎

昭和30年代に大阪の阿倍野の下町に生まれた私は、小学校からは開発の進みかけた尼崎市北部の新設学校（武庫東小学校）の真横に移り住んだ。その頃の尼崎は、社会の教科書などで全国的に地盤沈下・公害で有名な町になりつつある最中で、武庫之郷の田園の中に出来た新設学校はその周りが新興住宅地として段々に住宅が増えていった。その為空き地も多く、各所に積み上げられた建設資材置場が我々の格好の遊び場であり、基地であった。

小学校から中学校時代世の中の生活様式の変化もまた、これまでの経験の中で非常に激しかった時代であった。カラーテレビの登場、洗濯板と手回しの脱水装置が付いた洗濯機が2槽式洗濯機へ、ソノシートを聴いたポータブルプレーヤーがキャビネット型のステレオへ、フィリップスが開発したカセットテープレコーダーを真似て国産のプレーヤーが出だしたのもこの頃だ。

そんな時代の尼崎にも近所に遊べる川があった。伏せ越しで交差する川もあった。小学校高学年の頃、家の前の池が埋め立てられ、新たな開発地となる時、無数のドジョウが残りわずかな水面へと追いやられ悲鳴と共に埋められて池の周りには三面張りの川が出来た。近所の川では、よく魚など捕っていたと思うが何を捕っていたのか思い出せない。恐らくフナ、メダカ、ザリガニ、カエルなどであろう。水草がゆらゆらと揺れるそのような川も幾つかあったが、時と共に段々と埋められ、未だに記憶にあるのは、水の無い川で遊んでいたら急に上流から水がどんと押し寄せてきたこと。（多分、田圃に水を送るためか。）身近にある川はまた、しょっちゅう溢れてもいた。地道に接する川は雨が降るとどこが道でどこが川かわからない。結構大きくなるまで長靴を履いていたが、それが楽しく雨が降ると家に帰るのがいつも遅かった。

中学生時分になると近所の武庫川にもよく行った。昭和40年代は既に汚濁しており、とうとうと流れる川の風景は最早無く、どの堰や瀬も汚く泡立っていて、高水敷以外水面に降りることはついに無かった。

水辺の様子に関心を持った最近になって、やっと自分の遊んだ川が武庫川の六樋からの用水路であったこと、流末が西富松排水路を経てよく話題になる淀川水系庄下川であることを、ホテルのイベントで初めて知った。

小さい体で、春の小川と思っていたのは名も無い農業用の水路だった。それが私のマイリバーである。

20年ほど前に堺市に入り、農政部では多くの素掘りの水路を三面張りに、下水道部では水路を都市下水路に、河川課では垂直の護岸整備を、極めつけは幹線水路の雨水調整池として溜め池の底にコンクリートを全面敷き詰めた。ようやく最近になって異様を感じるようになったが、そう思っているのはまだ極僅かである。水辺再生事業のために月に2度は水質の調査を行う「ふるさとの川」土居川もまた、愛着のある川になった。

高野辰之の「故郷」に目を閉じれば、学生時代を過した松江、親父の故郷彦根、妻の故郷野沢温泉、人それぞれにそれぞれの時代、それぞれの場所の風景が残っている。

今回は、遠藤尚美さんのマイリバー紹介です。お楽しみに。

## 【川の情報ボックス】

イベント報告

自然再生法連続シンポジウム～自然再生推進法と自然再生を考える～

場所：大阪 NPO プラザ

福廣理事長：近畿水の塾紹介ならびにシンポジウム開催の経緯紹介

久保田さん（司会）：資料確認ならびに2月22日（日）のスケジュール確認

話題提供-1 **自然再生推進法の概要「自然再生推進法と地域の動きについて」**

佐藤 寿延さん（環境省自然環境局 自然環境計画課 課長補佐）

## 河川環境施策の変遷

水質	昭和 30 年代：水質調査
空間	昭和 40 年代：オープンスペースとしての河川のあり方 （昭和 47 年 親水公園第一号完成）
人と河川	昭和 60 年：water フロント（川と町づくり一体）

平成 2 年：「多自然型川づくり」の推進  
平成 9 年：河川法改正（治水・利水に環境加わる）  
平成 14 年：自然再生事業の創設

### 何故、自然再生法??

昭和 30 年代：OIL ショック、農地減る  
昭和 40 年代：都市化進展に伴い急激に農地減る  
昭和 50 年代：農地の減り方が鈍化  
平成 代：保全への舵がきられる  
平成 代：歴史的必然、土地の活用に対する認識が変わってきた  
再生（規制より積極的な手法へ）

### 自然再生法制定に向けての動き

国土交通省はいくつかの試みを経てから議会へ提案と考えていたが・・・

平成 14 年 1 月に公明党が案件を提出  
その後、修正が加えられ現在に至る

### 結論として、試験的な試みなく法が制定された！！

この法ができたことによって、支援が受けやすくなる・要望がとおり易くなるなどのメリットは 1 つも無いが、市民団体の活動を法が支援しており、市民活動がさらに活発になれば！！との想いが込められている。

その他については、資料を参考にしてください。

### 話題提供-2 自然再生の取り組み「エコ・プライドと流域経営」

恵 小百合さん（江戸川大学社会学部環境デザイン学科、  
荒川流域ネットワーク代表）

### エコ・プライドの「エコ」とは??

エコロジカル・エコノミカルの意味がこめられているそうです。

#### 1. 自然再生推進法とのかかわり

(1) 河川法改正 <1997 年> と流域市民活動団体懇談会 (1995 年)

- (2) 荒川流域ネットワーク設立 (1995 年)
- (3) 自然再生推進法に関する衆議院環境委員会での参考人陳述 (2003 年 2,3 月)
- (4) 荒川旧流路再生 = 荒川太郎衛門ビオトープ再生への動き (2002 年)

## 2. 自然再生推進法にもとづく再生活動：荒川太郎衛門自然再生地

- (1) 三叉沼ビオトープでの再生活動と公有地化 (~2000 年~)
- (2) ビオトープネットワーク構想：北本ビオトープ-太郎衛門-三叉沼
- (3) 荒川太郎衛門自然再生地に関する地元協議会の設立 (2003 年 4,5 月)
- (4) 太郎衛門協議会での自然再生方針の策定 (2004 年 2 月)
  - ・ 対象の範囲
  - ・ 自然再生の基本方針 (再生する自然像、水の確保、維持管理など)

## 3. 今度の展望

- (1) 基本的な再生手法
- (2) 維持管理体制と協議会との関わり
- (3) 実際のマネジメント：維持管理活動内容、主体・・・評価、見直しなど

## ~~活動~~

市を表彰 (市が取り組んでいる活動に対して)

説明ができるリーダー育成

水辺を良くすることも大事ではあるが、其処へ辿り着くための路を確保することが大事

小学校の机、イスを子どもたちと一緒に作る (上流域の木材利用)

NPO 法人自然環境復元協会認定の「環境再生医」制度活用

参照：<http://www.narec.or.jp/saisei.html>

## ~~~おみあいアンケート~~~

自然再生推進法に期待できること

- ・ 設定年度の幅が広いため、公共事業とは異なる
- ・ 分野間の連携
- ・ 行政として法ができて動きやすいのでは
- ・ 失いつつある自然に歯止めをかける
- ・ 法の成長を順応
- ・ 市民の接する法にいたっては、市民が決めることに加速できるのでは

やってみたいこと・やっていること

- ・ 近木川ワンド（大阪府が進めている河口ワンド計画）
- ・ 小河川での瀬・淵の復元
- ・ 河口干潟の復元
- ・ 町づくりの中心に水を持ってやっていきたい
- ・ 蛭が復活している河川あり（武庫川の支川の農業水路）

#### 質問

- ・ 地権者への有利はあるのか？  
A、無い。知恵 汗 涙で頑張っていたきたい
- ・ 継続的な予算はつくのか？  
A、最長 4～5 年は付くようになっている
- ・ 自然再生プロセスへの行政のシステムの変更は？  
A、法には書いてあるので、説明者に頑張っていたかく…。地方自治体には、周知徹底を行っていく
- ・ 事例を経て改正は行われるのか？  
A、5 年後に行う（法に定めている）
- ・ 順応的マニュアルは？  
A、作ることは予定していない、知恵 汗 涙で頑張っていたきたい
- ・ 荒川ネットワーク立ち上げはどのような雰囲気？  
A、荒川河川事務所が市民団体を把握しており、物が言えるネットワークを作ろうとの呼びかけにより集まった団体にて組織
- ・ 荒川での活動に際しての資金源？  
A、事務局は荒川河川事務所が引き受けており、資料作成等に関しては市民団体が委託を受けておこなっている
- ・ 法に農業についてあまり触れられていないが何故？  
A、農水省の策定には時間がかかるため踏み込めていない

[記録担当：摂南大学 小川&富田]

#### イベント情報

?まだまだ定員に至っておりません。よろしくご参加ください。

【日程】平成16年3月13日(日) 4月24日(土)

13:30~16:30 13:30~16:30

【場所】3月,4月 ?UFJ：〒550-8543 大阪市西区阿波座 1-6-1 信濃橋三和ビル

【内容】第2回「自然環境権と自然再生推進法」話題提供：池上徹さん(弁護士)

佐藤寿延さん(環境省)

恵小百合さん(江戸川大学)

第3回「自然再生推進法をどう使おう？」参加者全員によるディスカッション」  
【申込】参加費：第2回は2000円 第3回は1000円 申込みは近畿水の塾事務局まで

\*\*\*\*\*

NPO法人近畿水の塾

& Fax 0725-53-5325

E-mail [mizunojuku@yahoo.co.jp](mailto:mizunojuku@yahoo.co.jp)

HomePage <http://www.geocities.jp/mizunojuku/index.html>

\*\*\*\*\*